

た家賃算定基礎額に対し、市町村の立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数を掛け合わせ家賃を決定しています。

このうち、利便性係数は事業主体で定める係数で、所在する地域の状況や設備を勘案して設定しており、議員が心配する格差は、固定資産税評価額相当区分により地域の状況として算定されますので、当然中心地と周辺地に格差が生じますのでご理解を願います。

問・再質問

町長が答弁されたことは、全くそのとおりだと思います。ただ、決めるものを先送りして合併し、様々な問題が今とりざたされており、そういった中で、町民の不安たるものは言葉にしがたいものがあるのではないかと私は心配しています。

利便性計数などの積算根拠の説明はわかりませんが、合併後の人口流動に対し私は危惧

し、周辺地である瀬棚区や大成区の商店街の方々も、人口流動に対する危機感はある特別なものがあると思っています。

その点で、例えば、積算根拠ではそうなっているかもしれませんが、特例的な人口流動抑制対策というものを、今後特別に設ける予定はないのか伺います。

答・町長

一般的に予想することだと思いますが、そのような状況にならないように我々としては注視していきたいと考えています。

また、利便性係数基準にあつては許す限りのなかで対応をしてまいります。いずれにしても、人口の流動はできる限り抑える対策を打っていききたいと考えています。

地域自立促進 基本方針について

問

平成十七年第一回せたな町定例会において、私が一般質問を行い、自主自立の道を歩みたいとの答弁を頂きましたが、今回私どもに頂いた「せたな町過疎地域自立促進市町村計画」において、地域自立促進基本方針では、「さらなる市町村合併も視野に入れた、枠組みを超えた近隣町村との広域連携のもとに」とありますが、自立のための広域連携なのか、あるいは合併を前提とした広域連携なのか明確な説明を求めます。

財政再建を図り自主自立の道を歩んでいきたい

答・町長

昨年の第一回定例会で質問にお答えしたとおり、多くの町民の負託に応えるべく、公平・誠実、融和をもって新たな町は自主自立の道を歩みたいと答弁し、今もその気持

ちに変わりありません。

せたな町過疎自立促進市町村計画の内容については、現在の市町村を取り巻く社会情勢や北海道が示す支庁統廃合や再編、更なる市町村合併などの状況を踏まえた文章表現となつたものであり、特に他意はありません。

近隣町との広域連携は、互いの行政コスト削減や行政効率やサービスにつながるものであり、これからも積極的に進んでいきたいと考えています。

私としては、町の現状を十分認識し、具体策として行政改革大綱、定員適正化計画などの計画を策定し、それらを確実に実行し、町の財政再建を図り、新せたな町の体制をしっかりと確立し自主自立の道を歩んでいきたいと考えています。

問・再質問

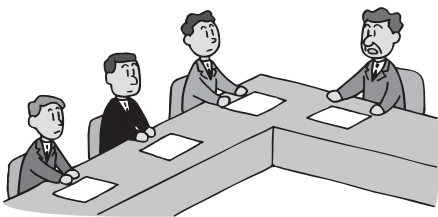
更なる合併という部分について、さまざまな問題を抱えて、今騒動になっています。

このようなことが又起こるのかということで、本当に危機感を抱いています。

町長が答弁されたとおり、自主自立のために頑張るのだという信念を曲げず、今後も頑張つて頂きたいと思っておりますし、その固い決意をもう一度伺います。

答・町長

自主自立に関して、今の段階で次の合併ということは全く考えていませんし、新町が町民にとって「いい町」になるよう一生懸命努力していく気持ちに変わりありませんし、そのためにも議員皆さん方のご理解とご協力をお願い申し上げます。



瀬棚医科診療所問題の経過と対応

熊野 主税 議員

問

町長はこれまで、瀬棚医科診療所の村上医師辞任に係わる問題の経緯と対応について議員協議会、今回の定例会での行政報告、また十日の瀬棚区地域懇談会と口頭で説明されていますが、「せたなの医療を考える会」で集めた署名の数から見ても、関心を持っている多くの町民の方々がいると思いますので、文字で広く伝える為にも、記録に残るようここでの経過と対応の説明を求めます。

一連の経過と

対応の報告

答・町長

瀬棚医科診療所医師の問題については、議会初め町民の皆様、特に瀬棚区の皆様には大変なご心配をおかけし、開設者として、また、医療・保健行政を預かる立場から、ま

ずもっておわびを申し上げる次第です。

医師辞任問題については、私の町長就任間もない昨年十一月十五日、村上先生から意見書をいただきました。

その内容は「せたなの医療体制」から始まり、「住民の要求と地域エゴ」「予防医学」「電子カルテの導入」「医師の確保・育成」「医療従事者の確保・育成」「他町との連携」「老人保健施設建設」「生活習慣病の公費助成制度」「今後の進退問題」など十二項目にわたる内容の提案でした。

文面の末尾には「十二月末までにはお答えいただきたい。答えが期限までいただけないとき、あきらかにごまかしの答えで具体性に欠ける場合には、住民に意思表示をして年明けから就職活動を開始して、今年度をもって退職させていただく。」と結んでありました。

その内容は、建設的で前向きな提案もされていますが、随所にわたって、私の批判のみならず、旧北檜山町、大成町あるいは近隣町に対する批判、新せたな町に対する批判が展開され、さらに、名指しを受けた関係者の立場を著しく阻害する部分も含まれ、極めて残念な内容となっています。

これについては十二月十三日に町長名で回答した所です。明けて本年一月十八日に村上先生がおいでになり、次の点について協議をしました。一点目は旧瀬棚町で行っていた予防医療の実績や持論を展開され、新町での継続要請でありました。

これに対し私は、新町における政策の平準化、財政健全化への理解をもとめました。二点目は、瀬棚診療所において地域医療を志す医師の養成研修施設としての位置づけ、いわゆる医師三名体制の確保についてであり、厳しい財源の中、財政負担してまで取り組むべき課題ではなく、本来

の町民医療の業務に専念していただきたいと理解を求めました。

しかし、残念ながら、一月三十日に村上先生がおいでになり、自分の意思はかたいとして退職願を提出されました。受理させていただきま

した。次いで二月三日に、吉岡先生、研修待遇の富山先生からも退職願の提出があり、富山先生についてはお立場から即日受理、吉岡先生については慰留を前提に辞表を私の預かりとさせていただきました。

二月十五日に二月十三日付の文書で、診療所スタッフ一同という形で、今後の診療体制について具体的な要望がございました。

内容は、職員不足や残務整理を理由に、入院は二月末日まで、外来は三月十八日をもって休診をするというものであります。内容を精査し改めて回答する旨、診療所事務長を通じて指示したところですが、二月十七日、診療所のホームページ

にあるいは院内掲示で無断掲載により休床、休診の周知をしたため、同日午後、直ちにホームページの閉鎖と院内掲示の回収を命ずる処置をとりました。

次いで二月二十一日に、町の方針を文章で伝えた翌日の二月二十二日に吉岡先生がおいでになり、これ以上瀬棚区の皆さんにご迷惑をおかけすることは出来ないとして、辞職を撤回されました。

当面四月以降についてもご協力いただけることになり、その期間はおよそ六カ月とし、その後の勤務継続については、今後の話し合いの中で解決する事としました。

今後は北檜山国保病院から適宜の応援により、吉岡先生を中心に外来診療を確保することとしております。医師体制から、訪問診療などの際には休診処置を講じる場合もあります。

夜間及び休日の救急患者の受け入れについては、三月十二日をもって休止し、北檜山国保病院を中心に搬送受け入

れする予定で進めています。

入院患者については、二月末日で暫時休床措置を指示したところでありますが、吉岡先生が残られますので三月十日ごろをめどに休床の措置を取り進めたいと考えています。

訪問診療及び往診業務あるいは在宅酸素療法患者などの対応についても、従前同様の取り扱いをしたいと考えています。

眼科外来診療については、二月二十二日、診療委託機関である吉田眼科と協議の結果、引き続きせたな町において診療の継続の方針が示され、開設場所を含む具体的な内容については別途協議する運びとなりました。

いずれにしても、現在、北檜山国保病院、瀬棚医科診療所の医療現場での実務協議が行われており、今後の対応あるいは連携につきましては引き続き協議を重ね細部を詰めるようであり、その協議の結果を尊重しながらまちとしての当面の対応措置を講じてまいります。



て出席を見送る判断をしたものであります。

同じく「せたなの医療を考える会」から二月二十三日午前、関係地域の方々から集められた署名簿を持参し、「村上、吉岡両医師の慰留」「予防医療への取り組み」「研修医の受け入れ体制」など三点の要請を受けた所であり

続きまして、瀬棚区を中心とした一連の要請活動に対する対応について説明します。

二月十九日夜、「せたなの医療を考える会」主催による集会在瀬棚区で開かれ、同会からは瀬棚総合支所を通じて私に出席の要請がありました。村上先生の医療対策に絡めた問題発言を含めその真相の説明が避けられなくなることから、同医師のこれまでの実績と将来にかんがみ、あえ

を求めたところです。

なお、これに附帯する質問五項目については、別途回答することとしました。

今回の村上先生辞任問題の本質は、村上先生ご自身が提案したと説明されている新町の医療構想、いわゆる北檜山国保病院を廃止して、町内の民間病院を基幹病院とする構想が、町民の合意、合併協議会の合意が得られず、最終的に新町での議論に先送りになった事に起因していると考えています。

私は、北檜山国保病院を中心とする公的医療体制の維持の立場から新町の町長選挙に立起し、その公約のもとで当選をはたしたところであり、その直後に意見書が提出され、これには特別職人事の介入発言を初め、さらに、医科診療所のホームページでの村上先生のあいさつでは、「言い出す時点で、訴えが通っても通らなくてもやめるつもりではない」と述べている事からも明らかです。

また「議員の口利がないと

受診も出来ない以前の悲惨な医療状況が待っている」と新町の議会をも牽制し、さらに二月十七日にはホームページにおいて休診など町民周知を無断掲載の形で強行するなど、極めて政治的な意味合いの強い言動をとられたことは周知のとおりであり、まことに残念であります。

新せたな町は旧三町がそれぞれの立場を乗り越えて合併したものであり、これからの医療体制を含む多くの課題に対して真摯に協議を重ね、新しい町の基礎を築く大切なスタートの時期であります。

この時に当たり、吉岡先生におかれましては、これまでの旧瀬棚町との「えにし」を大切にされ、引き続き新せたな町の地域医療に貢献いただけることはまことにありがたく、深く敬意を表したいと存じます。

最後に村上先生ご自身が目標とし、実践された地域医療のあり方については、国の進める医療制度改革などを的確にとらえており、その示唆に

富んだ貴重なご意見は今後の保健・医療行政の中に反映をさせていかなければならないものと肝に銘じつつ、報告とさせていただきます。

問

せたなの医療を考える会を町長はどう位置付けをされてるのか

「せたなの医療を考える会」の取り組みが吉岡医師の辞表撤回を決定した大きな要因の一つと私は思っています。

しかし、二月二十八日の議員協議会での医科診療所の経過説明後に集会を募ったのが瀬棚区の職員の奥さんだったと言う事は遺憾に思う、また、参加した議員の中に同調した方がいたことは残念に思うと町長は申されましたが、一月三十一日の議員協議会では医科診療所を空にする事はしないと言った町長がその後、具体策を示さない中、町民自らの行動によって吉岡医師が残ってくれるようになった事を考えても大変な問題発言と言

わざるを得ません。

町長が言っている「公平」「誠実」「融和」からすれば、むしろこの会の代表を、これから設置する医療等対策審議会に参加できるよう配慮し、これからのせたなの医療を町民と一緒に話し合い進むべきと思うが、町長の弁明と考えを伺います。

せたな町全体の医療について意見交換していきたい

答・町長

後段の、医療対策審議会に「せたなの医療を考える会」の代表の参加も出来るよう配慮すべきとの提案ですが、十日に同会の代表の方々とお話しさせていただいた際にも、今後継続して気軽に意見交換の機会を持ちましようとするところと約束し、

なお、同審議会の設置条例につきましては別途提案をしておりますので、今具体的なお答えをする事は難しいわけですが、同審議会直接の委員のほか、審議会における意見

聴取をする仕組みも制度として予定しています。

問・再質問

先の質問については、小平議員への答弁と同じと言うことでですから、「多少言葉の配慮がなく反省している」と理解し、話を進めます。

議員協議会では吉岡医師の慰留できなかった、後任の医師のめども立っていないと町長が言った後に吉岡医師が辞表を撤回したのは「せたなの医療を考える会」の取り組みが大きな一因だったと思うのです。

町長が守らなければならぬ、町民が安心できるように、方向に彼女らの行動が有った訳ですから遺憾と言うのではなく、褒めるといったら失礼ですがこれからも一緒にとうべきで、認めたくないような言葉は訂正するべきだと思います。

答・町長

町民の皆さんの熱い願いももちろんあったでしょう。それはそれで大きな要因だと思います。

私は、吉岡医師が辞表を持って来たときに、瀬棚の医療、これまで取組んで頑張ってきた医療について、いろいろとお話をさせていただきま

した。

その中で、私はひよつとすると吉岡医師はせたなのまちのことを考えて慰留を決意してくれるのではないかと直感的に思いまして、辞表預かりとしました。

また、北檜山国保病院の先生とお話し合いも何度もありました。

そういった一連の関係をもちろん全く関係ないと言うわけにはいきませんが、最終的には吉岡先生が本人の意思でここに残ってせたなの地域医療をやっていただけという判断をしたと理解しています。

「せたなの医療を考える会」には、今後もせたな町全体の医療についても建設的な意見

を教えていただければと、前回役員の方との懇談の中では申し上げました。

問

これからの医科診療所の体制について

吉岡医師の決断により半年間とはいえ医科診療所に医師がいけないという最悪な事態は回避出来ましたが、入院患者は置けない、夜間の急患、月二回の眼科は北檜山国保へと大きなサービス低下になってしまいました。

また医療だけでなく、医科診療所スタッフの住宅確保による町の負担軽減の為に民間にお願いで新設をしていただいた経緯の有るアパートが空き部屋になり、また入院患者に係わる食材の納入が無くなる業者、雇用の場の減少など、民間の方や商工業者にとってもこれからの医科診療所の体制により多方面に影響が出てくると思われま

これらの事から、今後の医科診療所の体制をどの様にし